

農地法第 3 条許可申請について (記載要領)

令和 5 年 9 月

熊谷市農業委員会事務局

目次

項 目	ページ
農地の売買、贈与、貸借等の許可の概要	1
農地法第 3 条許可事務の流れ	2
農地法第 3 条申請書添付書類等一覧	3
農地法第 3 条の規定による許可申請書記載例	4～16
農地法第 3 条の規定による許可申請書の取下願	17
農地法第 3 条の規定による許可申請書の取消願	18

農地の売買、贈与、貸借等の許可の概要（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会事務局へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書など若干の要件はあります）。

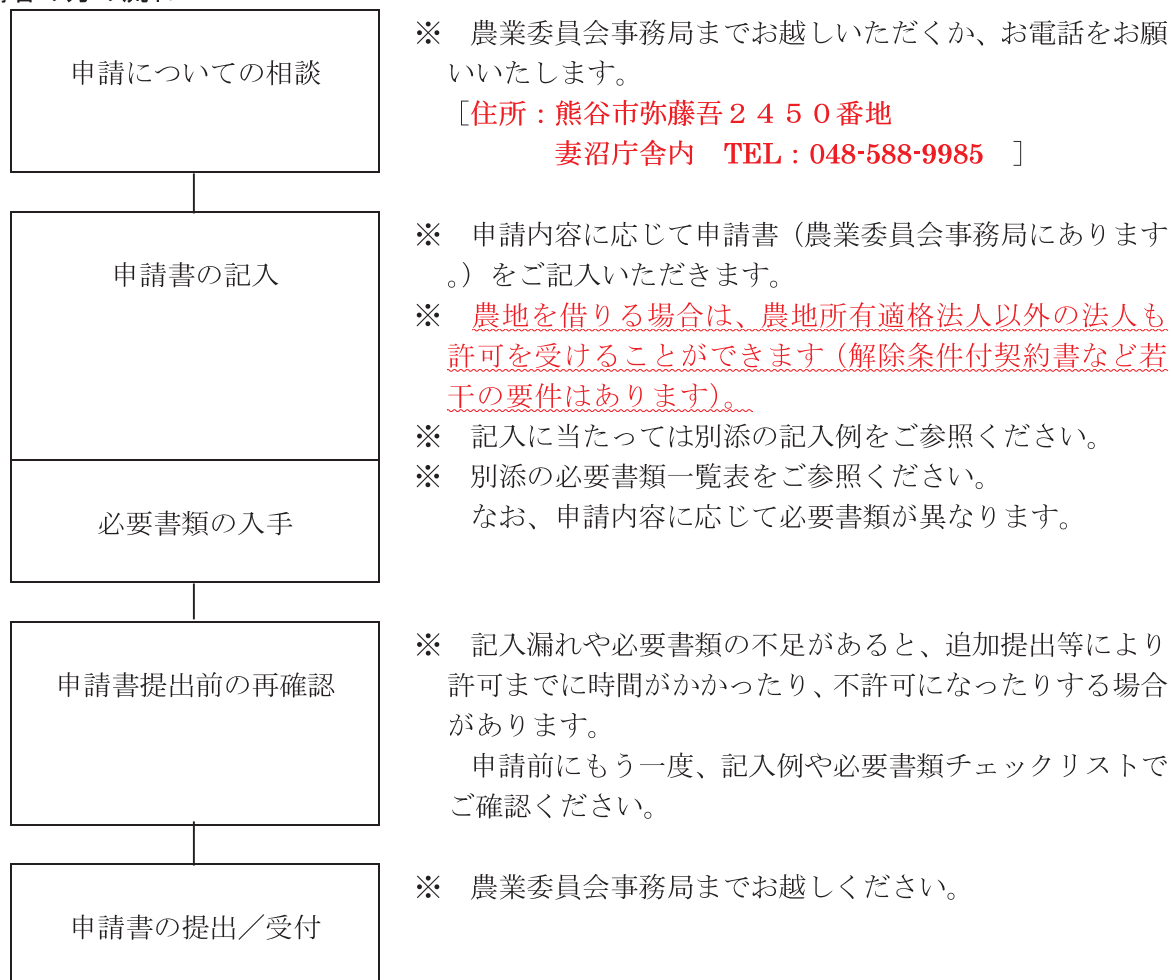
※ 下限面積要件（50a以上の農地面積を経営していること）は令和5年4月1日以降、撤廃となりました。その代わり農地を農地として利用していくために営農計画書及び確認書の提出が必要となります。新規で就農を希望される際は、まず農業委員会事務局まで御相談ください。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

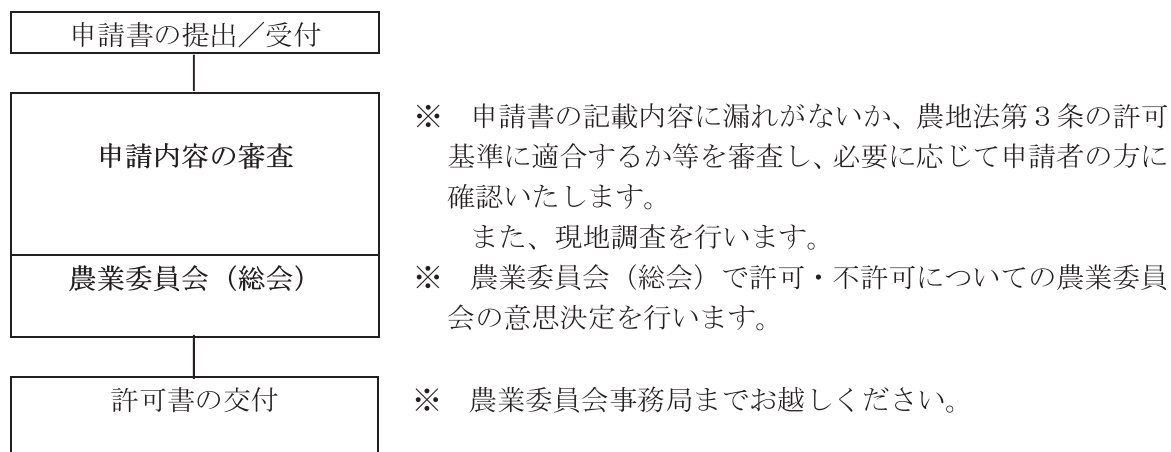
- ・ 農業委員会事務局では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 農業委員会事務局では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を **28日** と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会の流れ（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は **28日** です。）



農地法第3条申請書添付書類等一覧

必 要 書 類			備 考	☒	
農地法第3条（許可申請）	農地法第3条許可申請書	3部	個人：1頁から5頁までを1部とする。 法人：1頁から9頁を1部とする。		
	【添付書類等】				
	土地全部事項証明書	1部	原本、法務局で発行されたもの（3か月以内）		
	公図の写し	1部	熊谷市の資産税課、各行政センター税務係、もしくは法務局にて取得（3か月以内）、申請地位置を朱書きで明示		
	申請地の位置を示す地図	1部	申請地の位置がわかるもの、位置については朱書きで明示、住宅地図等利用		
	作付計画書	1部	所定様式あり		
	委任状（代理申請の場合）	1部	譲渡人、譲受人双方のもの		
	以下、必要に応じて添付（全て1部）				
	【場合によって必要とされる書類】				
	譲受人の住民票	個人	※譲受人が市外居住者の場合（3か月以内、マイナンバーの記載があるものは不可）		
	在留カードの写し 又は特別永住者証明書の写し	個人 法人	※所有権移転でありかつ、譲受人の国籍が日本ではない場合		
	貸借契約書の写し	個人 法人	※契約に解除条件を付して賃貸借又は使用貸借の設定をしようとする場合		
	現住所への推移が確認できる書類	個人 法人	※所有者の土地全部事項証明書の住所が現住所と異なる場合		
	市外農地の農地台帳	個人 法人	※譲受人が市外に農地を所有の場合		
	定款と株主名簿	法人	※農事組合法人の場合は組合員名簿		
地域との役割分担についての確約書	法人	※作成している場合			
農地所有適格法人と 関連事業者との関係を証明する書面	法人	※関連事業者がいる場合、農地所有適格法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど			
その他、必要とされる書類	個人 法人	※申請の内容により、別途書類の提出をお願いすることがあります。 （営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し、申請者が権利を有する農地の位置図、通作経路図、仮登記や抵当権が設定されている場合、権利者の承諾書など）			
印鑑	申請書に押印（認印）がある場合は、捨印による訂正が可能です。 申請書に押印しない場合は、譲渡人及び譲受人双方の運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード又は特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写しを提出してください。				
参考事項	農地法第3条許可は、農地を農地として権利の設定、移転することについて許可を受けるものです。 受付の締切は毎月月末です。				
●お問い合わせ 熊谷市農業委員会事務局（妻沼庁舎） 電話 048-588-9985					

(記載要領)

- ※1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- ※2 「国籍等」は所有権移転の場合に譲受人のみ記入してください。
また、国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格（出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項に規定する在留資格）、特別永住者にあつてはその旨を記載し、在留カード、又は特別永住者証明書等を提出してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- ※3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- ※4 権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。
- ※5 申請書に押印（認印）がある場合は、捨印による訂正が可能です。
申請書に押印しない場合は、譲渡人及び譲受人双方の運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード又は特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写しを提出してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（2の別紙）

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額 (円) 〔総額 又は 10a当たりの額〕	所有者の氏名又 は名称	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、 内容	権利者の氏名又 は名称

青は記載例、赤字は説明文です。
※は記載要領を御確認ください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

- 1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族を指します。

所有地		農地面積 (㎡)		田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		市内	6,000㎡	4,500㎡	1,500㎡		
	自作地 ※6	市外	1,000㎡	500㎡	500㎡		
	貸付地 ※6	市内					
		市外					
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿	現況		
	非耕作地 ※7						

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)		田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		市内	300㎡		300㎡		
	借入地 ※6	市外					
	貸付地 ※6	市内					
		市外					
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿	現況		
	非耕作地 ※7						

(記載要領)

- ※6 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」(所有地以外の土地)には、市外の農地も含め、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、市外に農地を所有している場合は、その農地がある市町村の農地台帳の写しを提出してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。

【農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地】

家族の死亡により農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けている土地を指します。

- ※7 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

青は記載例、赤字は説明文です。
※は記載要領を御確認ください。

1・2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積 既存の耕作地に加え、申請地も含みます。

	田	畑			樹園地			採 草 放 牧 地
作付(予定)作物	米	トマト	キュウリ	ナス				
権利取得後の 面積(㎡)	5,500 ㎡	1,500 ㎡	500 ㎡	300 ㎡				

(2) 大農機具又は家畜 ※8

数量	種類	トラクター	コンバイン	管理機	草刈り機	
確保しているもの	所有	1 台	1 台	1 台	2 台	
リース						
導入予定のもの ※9	該 当 に ○ 所有 リース				1 台	

(記載要領)

※8 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。

※9 導入予定のものについては、注文票や、契約書等の導入することが分かる資料及び自己資金、金融機関からの借入れ等、資金繰りについて分かる資料を提出してください。

(3) 農作業に従事する者

譲受人のことを記入

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況 してください。
農作業歴 25 年、農業技術修学歴 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人) (本人を除く譲受人の親族について記入してください)	現在: 3 人 (農作業経験の状況: 2 人: 農作業歴25年 1人: 農作業歴10年)
	増員予定: (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数) (アルバイト、パートなど)	現在: (農作業経験の状況:)
	増員予定: (農作業経験の状況:)

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

自宅から徒歩で 10 分 自宅から 5 k m 圏内

通作距離や通作方法、かかる時間等を記入してください。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記入してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

青は記載例、赤字は説明文です。
※は記載要領を御確認ください。

＜農地法第3条第2項第3号関係＞

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記入してください。）

--

＜農地法第3条第2項第4号関係＞

譲受人が個人のみ記入

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況 ※10

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族を指します。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係（本人又は世帯員等）	農作業への年間従事日数	備考
妻沼 花子	50	農家	本人	140日	○
妻沼 次郎	55	農家	夫	140日	
妻沼 未来	25	会社員	子	50日	
妻沼 稻荷	80	無職	父	100日	

（記載要領）

※10 備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

＜農地法第3条第2項第5号関係＞

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

—— 該当する場合、以下の確認事項にチェックを入れてください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

売買契約を締結する田はこれまでも水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

また、農薬の使用方法的については、地域の防除基準に従います。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

譲受人が法人のみ記入

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

契約書(P.〇)参照。

<農地法第3条第3項第2号関係>

譲受人が法人のみ記入

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

〇〇集落の農家で行う地域の営農に関する会議には必ず出席します。

また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。

この他、地域農家で取り組む共同作業などがあれば参加します。

※ 地域との役割分担について農業委員会や都道府県知事と協定を結んでいる場合や確約書を作成している場合等は、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

<農地法第3条第3項第3号関係>

譲受人が法人のみ記入

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名 妻沼 花子

(2) 役職名 代表取締役

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間: 年 6 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間: 年 0 か月(直近の実績)

年 6 か月(見込み)

青は記載例、赤字は説明文です。
※は記載要領を御確認ください。

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

(1) 以外、法人のみ記入

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

営農型太陽光など個人申請であっても地上権設定する場合はチェックを入れてください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- ☐ その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)
- ☐ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
該当の場合、景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。

(1) (2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- (2) ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- (3) ☐ 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(1)
(2)
(3)
に該当する場合、
チェック

青は記載例、赤字は説明文です。
※は記載要領を御確認ください。

(3) 以下の場合は、I の2 (農地所有適格法人要件) 以外の記載事項を記載してください。

(3) に該当する場合、チェック

- ☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- ☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附随する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- ☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

※ 欄が不足する場合や既存の資料等がある場合、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

青は記載例、赤字は説明文です。
※は記載要領を御確認ください。

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1・1 事業の種類

農地所有適格法人のみ記入

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習
権利取得後(予定)	同上	同上	同上

（記載要領）

※11 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

※12 「1－1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

1・2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	6,700,000	200,000
2年前(実績)	6,800,000	200,000
1年前(実績)	7,200,000	200,000
申請日の属する年 (実績又は見込み)	7,800,000	200,000
2年目(見込み)	7,900,000	200,000
3年目(見込み)	7,900,000	200,000

（記載要領）

※13 「1－2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

青は記載例、赤字は説明文です。
※は記載要領を御確認ください。

＜農地法第2条第3項第2号関係＞

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)※14

氏名又は名称	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				農地等の 提供面積(m ²)※15		農業への年間 従事日数		農作業委託 の内容
				権利の種類	面積	直近実績	見込み	
熊谷 一郎	日本		4 0	所有権	10,000 m ²	240 日	240 日	耕起・代かき、田 植及び稲刈り・脱 穀
江南 二郎	日本		3 0			200 日	200 日	
大里 三郎	フランス	在留資格	2 0			100 日	100 日	

議決権の数の合計

9 0

国籍等については記載要領※2を参照してください。

農業関係者の議決権の割合

9 / 1 0

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：2 4 0 日

(記載要領)

※14 「2(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

※15 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	議決権の数
妻沼 四郎	熊谷市○番地○	フランス	在留資格	1 0

議決権の数の合計

1 0

農業関係者以外の者の議決権の割合

1 / 1 0

(留意事項)

構成員であることを証明する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

青は記載例、赤字は説明文です。
※は記載要領を御確認ください。

＜農地法第2条第3項第3号及び4号関係＞

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
		熊谷 一郎	熊谷市○番地○		在留資格	4 0	代表	240 日
江南 二郎	熊谷市○番地○	3 0	取締役	200 日		200 日	180 日	180日
大里 三郎	熊谷市○番地○	2 0	取締役	100 日		100 日	80 日	80日
		国籍等については 記載要領※2を参照 してください。						

4 重要な使用人の農業への従事状況 ※16

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
熊谷 六郎	熊谷市○番地○	フランス	在留資格	部長	200日	200日	80日	80日
国籍等については記載要領※2を参照してください。								

(記載要領)

※16 3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

青は記載例、赤字は説明文です。
※は記載要領を御確認ください。

捨
印

捨
印

農地法第3条の規定による許可申請書の取下願

1 部提出

熊谷市農業委員会会長 あて

令和 年 月 日
申請日（提出日）を記入し
てください。

農地法第3条の規定による許可申請
書を農業委員会事務局に提出した日
を記入してください。

申請人	
(譲渡人) 住 所	熊谷市宮町○丁目○番地○
氏 名	熊谷 太郎 認 印
(譲受人) 住 所	熊谷市弥藤吾○番地
氏 名	妻沼 花子 認 印

農地法3条申請と
同様の申請者を記
入してください。

令和○年○月○日付けで申請いたしました農地法第3条の規定に基づく許可申請書については、下
記理由等により取下げいたします。

記

- 1 取下げ理由 申請を取下げる必要が生じた理由を記入してください。

売買価格の折り合いがつかなくなったため。

- 2 土地の表示 3条申請で記入した申請地（4頁の2）について記入してください。

西城字東田1186番1 田 500m²

- 3 申請目的 3条申請で記入した申請理由（4頁の3）を記入してください。

譲受人は既に借り受けて営農しており、自己の所有として引き続き営農していくため。

- (注意) (1)取下願は、農業委員会事務局窓口に提出のこと。
(2)農地法第3条の規定による許可申請書の取下げ願は連署のこと。

なお、申請された農地法第3条の規定による許可申請書については添付書類も含めて返却します。
ただし、取下げることができるのは、総会で審議前までです。総会審議後は取消しの手続きとなり
ます。

青は記載例、赤字は説明文です。
※は記載要領を御確認ください。

捨
印

捨
印

農地法第3条の規定による許可申請書の取消願

1 部提出

令和 年 月 日
申請日（提出日）を記入し
てください。

熊谷市農業委員会会長 あて

農地法第3条の規定による許可申請
書を農業委員会事務局に提出した日
を記入してください。

申請人
(譲渡人) 住 所 熊谷市宮町〇丁目〇番地〇
氏 名 熊谷 太郎 認
印
(譲受人) 住 所 熊谷市弥藤吾〇番地
氏 名 妻沼 花子 認
印

農地法3条申請と
同様の申請者を記
入してください。

令和〇年〇月〇日付けで申請いたしました農地法第3条の規定に基づく許可申請書については、下
記理由等により取消し願います。

記

- 1 取消し理由 許可を取消す必要が生じた理由を記入してください。

譲受人が急死し、耕作できる状態でなくなったため。

- 2 土地の表示 3条許可地について記入してください。

西城字東田1186番1 田 500m²

- 3 申請目的 3条申請で記入した申請理由（4頁の3）を記入してください。

譲受人は既に借り受けて営農しており、自己の所有として引き続き営農していくため。

- (注意) (1)取消願は、農業委員会事務局窓口に提出のこと。
(2)農地法第3条の規定による許可申請書の取消願は連署のこと。

(留意事項)

- 申請された農地法第3条の規定による許可申請書については添付書類も含めて返却できません。
- 取消しができるのは、所有権移転登記をしておらず、連署を以て取消願が提出された場合のみ認められます。
- 取消しを求める場合、譲受人及び譲渡人双方に交付した許可書を農業委員会事務局に返却してください。